

ウ 水道事業における民間の資金・ノウハウの活用

勧告	図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>厚生労働省は、水道ビジョンにおいて、水道全般の運営基盤の強化等を図るために達成すべき代表的な施策目標の一つとして、「全ての事業者において、多様な連携による事業運営形態の最適化に係る検討を行い、その結果を踏まえ必要な場合には、第三者委託の実施、PFIの導入等を行う」としている。</p> <p>第三者委託は、平成14年の水道法の一部改正により、水道事業者等及び水道の需要者以外の第三者に委託できる制度として創設されたものであり、厚生労働省では、「第三者委託実施の手引き」（平成19年11月厚生労働省健康局水道課）を作成し、水道事業者等に対し、第三者委託の導入検討の考え方等について情報提供している。また、同省では、水道事業者等における第三者委託の実施状況を取りまとめ、「第三者委託実施状況の送付について」（平成22年8月5日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡）等により、水道事業者等に周知している。</p> <p>PFI等の活用手法については、厚生労働省では、「水道事業者におけるPFI導入検討の手引き」（平成19年11月厚生労働省健康局水道課）及び「民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き」（平成20年6月厚生労働省健康局水道課）等を作成し、水道事業者等に情報提供している。</p> <p>【現状及び問題点等】</p> <p>水道事業者における第三者委託等の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>① 調査した19市のうち、第三者委託を実施している6市は、浄水場等の運転管理業務を委託しており、その理由について、i) 技術職員の大量退職に伴う技術基盤を確保するため、ii) 水道事業をより効率的に実施するため、iii) 水道料金収入の減少に伴い経常収支が悪化し、コスト削減を図る必要があったためなどとしている。</p> <p>また、第三者委託を実施している6市全てにおいて、人員削減やコスト縮減等の効果があったとしている。</p> <p>調査した19市のうち、第三者委託を実施していない13市は、その理由について、i) 小規模水道事業者での第三者委託の実施事例を把握していないことから、実施による効果が不明であるため、ii) 第三者委託を受託できる業者がないため、iii) 第三者委託を検討したが、メリットが不明であったためなどとしている。</p> <p>なお、全国の水道事業者において、水道施設の維持管理等に当たって、民間の資金・ノウハウを活用しているものは158事業（注1）みられ、その内訳は、i) 第三者委託を実施しているものが145事業、ii) PFIを実施して</p>	<p>表(3)-ウ-①</p> <p>表(3)-ウ-②</p> <p>表(3)-ウ-③</p> <p>表(3)-ウ-④</p>

いるものが10事業、iii) DBO(注2)を実施しているものが3事業となっている。

(注1) 全国の民間の資金・ノウハウの実施状況については、厚生労働省資料(平成22年度全国水道関係担当者会議資料)による。

(注2) 「DBO(Design Build Operate)」は、公共機関が資金調達し、設計・建設、運営を民間委託して行う事業方式であり、PFIに類似した事業方式の一つである。

② 調査した19市では、第三者委託の実施に当たっての課題として、i) 業務の履行を確保するためのモニタリング体制を構築すること、ii) 事故が発生した場合などのリスク分担を明確化すること、iii) 水道事業者として必要な一定の技術基盤を確保するため、職員の技術を維持・継承させることなどを挙げている。

③ 厚生労働省では、水道事業者等に対し、第三者委託実施の手引きや第三者委託の実施実績等の情報提供を行っているが、調査した市からは、第三者委託の実施に当たって必要な国の支援として、i) 第三者委託の実施実績等だけでなく、実施に至るまでのプロセス等の具体的な内容が盛り込まれた事例を提供してほしい、ii) リスク分担の考え方を明示してほしい、iii) モニタリング方法・体制の実施要領等の情報提供をしてほしいなど、更なる情報提供に関する意見・要望がみられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、水道事業における第三者委託等の実施を一層推進するため、水道事業者等に対し、第三者委託の実施に至るまでの過程、実施による効果等の具体的な内容が記載された事例の提供など、必要な情報提供を行う必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。

表(3) 一ウー① 水道事業における民間の資金・ノウハウの活用に関する規程等

<p>○ 「水道ビジョン」(平成16年6月(平成20年7月改訂)厚生労働省健康局)(抜粋)</p> <p>6 各種方策の連携による目標の早期達成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施策目標及び方策 達成すべき代表的な目標として、以下を掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全ての事業者において、多様な連携による事業運営形態の最適化に係る検討を行い、その結果を踏まえ必要な場合には、第三者委託の実施、PFIの導入等を行う。</u>
<p>○ 水道法(昭和32年法律第177号)(抜粋)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第24条の3 <u>水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により業務委託を受ける者(以下「水道管理業務受託者」という。)は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならない。</p>
<p>○ 水道法施行令(昭和32年政令第336号)(抜粋)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第7条 法第24条の3第1項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 <u>水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあっては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。</p> <p>イ 委託に係る業務の内容に関する事項</p> <p>ロ 委託契約の期間及びその解除に関する事項</p> <p>ハ その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>第8条 法第24条の3第1項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)の規定する政令で定める要件は、法第24条の3第1項の規定により委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。</p>
<p>○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、<u>民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設(設備を含む。)をいう。</p> <p>一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、<u>水道</u>、下水道、工業用水道等の公共施設</p> <p>二～六 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

(注)下線は当省が付した。

表(3)－ウ－② 第三者委託の実施に関する規程等

○ 「第三者委託の実施の手引きの送付について」(平成19年11月8日付け健水発第1108001号厚生労働省健康局水道課長通知)(抜粋)

平成14年4月に施行された改正水道法により、水道事業における管理体制強化方策の一環として、水道の管理に関する技術上の業務を水道事業者等(水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。)及び需要者以外の第三者に委託できる制度(以下「第三者委託」という。)が創設されたところです。

厚生労働省では、水道事業者等が第三者委託の実施について検討するに当たって参考となるべき検討手法についての検討を行ってきたところですが、今般、別添のとおり「第三者委託実施の手引き」をとりまとめましたので、送付します。

各水道事業者等において、その実情に応じて第三者委託の実施の検討を行うに当たっては、この手引きを参考とするようお願いいたします。また、第三者委託等により民間企業の活用を検討するに当たっては、下記事項についてもご留意をお願いいたします。

記

1. 民間企業を活用する場合には、第三者委託等の包括的な民間企業への委託のメリット、デメリット、実施上の留意点等を踏まえ、その実施を検討すべきであること。
2. 包括的な民間企業への委託の実施に当たっては、より透明性・競争性の高い手法の活用を検討すべきであること。また、民間企業の創意工夫をより活かすため、運転・維持管理やサービス水準を示す業務指標(P I)を用いて要求水準を設定する契約方法が有効であること。

○ 「第三者委託実施状況の送付について」(平成22年8月5日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡)

平成14年4月に施行された改正水道法により、水道事業における管理体制強化方策の一環として、水道の管理に関する技術上の業務を水道事業者及び需要者以外の第三者に委託できる制度(以下「第三者委託」といいます。)が創設されました。

このたび、全国の水道事業者等における第三者委託の実施状況を把握するため、厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の水道事業者等並びに専用水道における第三者委託の実施状況(平成22年4月1日現在)について調査を行い、別添のとおりとりまとめましたので、送付いたします。

各水道事業者等において、その実情に応じて第三者委託の実施の検討を行うに当たり、当課が平成19年11月に取りまとめた「第三者委託実施の手引き」とともに参考としていただくようお願いいたします。

別添

第三者委託実施状況(大臣認可水道事業)

	監督権者	水道事業者等の名称		受託者	委託施設	契約期間	
		種別	事業体名			開始	終了
1	厚生労働大臣	上	〇〇市	株式会社〇〇	浄水場等	H19.4.1	H24.3.31
2	厚生労働大臣	上	△△市	××市	取水施設	H20.4.1	H25.3.31

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

表(3)ーウー③ 水道事業における民間の資金・ノウハウの手法の概要

種類	概要	対象業務	根拠等
第三者委託	<ul style="list-style-type: none"> 水道の管理に関する技術上の業務について、第三者に水道法上の責任を含め委託 契約期間は3～5年程度ごとが多い 	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場を中心として、取水施設、ポンプ場、配水池等について一体的に管理業務を行うことができる範囲 浄水場等の運転管理業務等 	水道法第24条の3等
D B O (Design Build Operate)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務について民間事業者のノウハウを活用して包括的に実施 契約期間は10～30年 施設整備に伴う資金調達は水道事業者等が担う。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものが対象 	P F I法に準じて手続
P F I (Private Finance Initiative)	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の設計、建設、維持管理、修繕等の業務について民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施 契約期間は10～30年 P F Iの事業形態のうちサービス購入型(公共が民間事業者に一定のサービス対価を支払う)を導入 P F Iの事業方式(B O T、B T O、B O O) B O T方式は国庫補助金の交付が認められる 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものが対象 	P F I法の対象となる公共施設等として水道が規定
(参考) 個別委託 (従来型業務委託)	<ul style="list-style-type: none"> 周辺的な業務内容について民間事業者のノウハウ等の活用が効果的と判断される場合に実施 水道事業者等の管理下で業務の一部を委託 水道法上の責任は全て水道事業者等が負う 契約期間は単年度契約 	<ul style="list-style-type: none"> 定型的な業務 民間事業者の専門的知識や技能を必要とする業務 付随的な業務 	—
(参考) 指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法の「公の施設」について、地方公共団体からの指定を受けた指定管理者が管理を代行する制度 料金の收受の方法により、「代行制」、「利用料金制」の2つの方式 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体である水道事業者等が所有する水道施設の管理に関する業務が対象 利用料金制を導入する場合は、基本的には水道事業の経営主体は指定管理者となるため、指定管理者において水道事業の認可を取得する必要 	地方自治法第244条の2

(注)「民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き」(平成20年6月厚生労働省健康局水道課)に基づき当省が作成した。

表(3)ーウー④ 調査した市における第三者委託の実施による効果

対象施設	契約期間	委託内容	効果
浄水施設、配水施設、取水施設	平成20年4月～25年3月 (5年間)	運転管理、維持管理	・5年間で約1億円の人件費の削減
浄水施設、送水施設、取水施設	平成22年4月～25年3月 (3年間)	運転管理、維持管理	・技術基盤の確保
取水施設、浄水施設、配水施設	平成22年4月～26年3月 (4年間)	運転管理、維持管理	・4年間で1億4,700万円の削減 ・職員(26人)の削減
浄水施設等	平成19年4月～24年3月 (5年間)	水道事業全般(政策決定、許認可、公平性の確保に係る業務以外)	・5年間で約7億円の削減 ・技術基盤確保
浄水施設	平成20年4月～25年3月 (5年間)	運転管理	・人件費の削減により年間500万円程度縮減
浄水施設	平成22年4月～25年3月 (3年間)	運転管理	・3年間で4,100万円の経費節減 ・民間の高い技術力の活用

(注) 当省の調査結果による。